

## 「とっておきの京都プロジェクト」実証事業支援制度 募集要領

### 1 事業の趣旨・目的

(公社)京都市観光協会(DMO KYOTO)(以下「当協会」という。)では、地域や民間事業者と連携し、多様なエリアの魅力を発掘・活用することにより、市域全体への観光客の誘客を促進させ観光地の混雑緩和を図るとともに、人と人との新たな交流を生み出し、地域の活性化をつなげることを目的とし、平成30年から「とっておきの京都プロジェクト」に取り組んでいます。

本目的を達成するため、新たに『「とっておきの京都プロジェクト」実証事業支援制度』(以下、本制度)を創設し、地域の観光推進の核として主体的に観光誘客に取り組もうとする事業者・団体等による地域ならではの観光資源を活用した取組を募集し支援を行います。

### 2 応募要件等

#### (1) 対象者

本制度への応募にあたっては、次のすべてを満たすことを要件とします。

ア 2以上の事業者または団体(以下、事業者等)が共同していること。

イ 「とっておきの京都プロジェクト」エリア\*内に拠点を有する事業者等が1社以上参画していること。

※ 伏見、大原、高雄、山科、西京、京北の6エリアを指します。

#### (2) 応募資格

本制度へ応募する事業者等は次のすべての要件を満たすこと。

ア 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けていないこと。

イ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。

オ 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く)でないこと。

キ 提案事業の実施に必要な免許又は資格等を備えていること。

ク 提案事業の実施に必要な組織体制を有すること。

ケ 財務状況が健全であること。

コ 旅行業法等、法令の規定により、事業の実施に際し免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること。

サ 当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。

### (3) 対象事業

本制度へ応募する事業内容には次のすべてを満たすことを要件とします。

- ・ 「とっておきの京都プロジェクト」エリアを対象に実施する事業であること
  - ・ 歴史、文化、芸術、自然、食、伝統産業、交通等、地域ならではの観光資源を活用した、ツアー、体験、イベント等、コンテンツの磨き上げを図る取組であること。
  - ・ 国内居住者を主なターゲットとする事業であること。
  - ・ 翌年度以降も自立的、継続的な事業として実施する手法を考慮した取組であること。
  - ・ 様々な事業者が幅広く連携することにより、地域全体への観光誘客や経済活性化に資する事業であること。
- ※ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業ではないこと。
- ・ 事業の実施期間は、採択の日から令和5年2月28日までとする。
  - ・ 既存の事業での応募は不可とする。既存の事業をベースとする場合には新たな価値の創出を取り入れること。観光コンテンツは継続的もしくは断続的に実施するものとする。
  - ・ 事業の実施に当たっては、当協会と適宜協議のうえ進めること。

## 4 採択事業に対する支援

採択事業に対し、当協会は以下のとおり支援する。ただし、天災地変、事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続できない場合は、この限りではありません。

### (1) 事業費の助成

採択事業を実施する事業者等に対し、事業の実施において発生する直接的な経費を当協会が助成します。

#### ア 助成金額等

助成上限額：100万円

※ ただし、消費税は助成対象外とします。

#### イ 助成対象経費

採択事業の実施に不可欠であり、且つ支出の最たる目的が採択事業である経費を対象とします。

対象経費	例示
1 企画、マーケティング費	事業の実効性を高める調査や企画発案に関わる経費
2 プロモーション費	広告料、パンフレット・リーフレット・WEBサイト等の制作費
3 委託費	事業の運営等に必要な業務を外注する経費
4 備品購入、設備導入費	※ただし、前述のとおり、支出の最たる目的が採択事業でなければならないことに留意してください。
5 旅費・交通費	事業の実施に直接関与する担当者の、事業に必要な活動における旅費・交通費（公共交通機関の利用に限ります。）

6 その他経費	<p>上記に掲げるものの他、本事業を実施するために特に必要と認める経費</p> <p>講師の招請，専門家の意見聴取，クーポン印刷，案内看板等</p> <p>※ただし，前述のとおり，支出の最たる目的が採択事業でなければならないことに留意してください。</p>
---------	--

#### 参考 助成の対象とならない経費（例）

- ・ 旅費・交通費としてのタクシー代，ガソリン代，レンタカー代，高速料金，駐車料等（公共交通機関のない場合を除く）
  - ・ 汎用性があり，目的外使用になり得るもの（パソコン，プリンタ，スマートフォン，タブレット端末等の購入費等）
  - ・ 電話代，新聞代，雑誌定期購読料等
  - ・ 採択前に発生した経費
  - ・ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費，事務所等に係る家賃，光熱水費，通信料等）
  - ・ 国や他の行政団体等から補助等を受ける予定である経費 等
- ※ 審査の過程において，事業内容と経費との関連性が妥当と認められない場合は，その相当額を応募内容における助成額から減額する場合があります。

#### ウ 助成金の交付

助成金の交付は，事業終了後，令和5年2月28日（月）までに実績報告書等すべての必要書類の提出を受けた後，審査の上，30日以内に交付します。ただし，事情により当協会が認める場合，事業開始時の交付も可能とします。

#### (2) プロモーション支援

当協会は，採択事業者が事業において実施するプロモーションの相談に応じる他，当協会の媒体等を活用したプロモーション支援を行います。

#### (3) 事業内容に関する助言及び関係者との調整等

当協会は，採択事業者からの相談に応じ，実施内容への助言を行うとともに，事業実施における関係者や行政機関，地域との調整等を支援します。

### 5 応募手続等

#### (1) 書類の提出

本制度に応募しようとする者は、以下の書類を電子メールで提出ください。

- ア 実証事業支援申請書・事業者概要書・反社会的勢力排除に関する誓約書（様式1）
- イ 提案書（様式2）
  - (ア) 事業概要（実施の動機、背景・連携事業者・団体、実施体制、実施エリア等）
  - (イ) 事業計画（実施内容、手法、スケジュール、連携事業者・団体等）
  - (ウ) 事業目標（事業エリアの経済活性化、来訪者増加等）
  - (エ) 自走化に至るまでの事業スケジュール、展開方法
- ウ 支援制度助成金申請内訳（様式3）
- エ 財務諸表（（3箇年分）様式自由）
  - ※ 創業してから1年未満の場合は、資本金額と現預金明細がわかるもの
- オ 参考資料（様式自由）

## (2) 提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時（必着）

## (3) 申請書類の提出先・問い合わせ先

公益社団法人京都市観光協会 誘致事業課 とっておきの京都プロジェクト担当

電子メール：[totteoki-kyoto-dmc@kyokanko.or.jp](mailto:totteoki-kyoto-dmc@kyokanko.or.jp)

※ 提出データは、PDF化してひとつのファイルに統合し送付ください。当協会のサーバの都合上、1メールあたりファイル容量が合わせて3MB以内となるようにしてください。

※ 電子メールの件名の冒頭に、必ず【申請：「とっておきの京都プロジェクト」実証事業支援制度】と付記してください。

※ 電子メールの受信後、京都市観光協会から受信確認のメールを送付します。

電話：075-213-0020（平日 午前9時～午後5時）

FAX：075-213-1011

※ 当協会ウェブサイト内に募集要項・申請様式等掲載

<https://www.kyokanko.or.jp/kaiin/news/20200428/>

## (4) 注意事項

ア 提出書類が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- ・ 提出内容に虚偽の記載があると認められる場合
- ・ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 採択事業の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

イ すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。

ウ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することが

あります。また、提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により京都市観光協会の承諾を得た場合の他は認めません。

オ 採択された事業内容については、進捗状況等を必要に応じて対外的に公開する場合があります。

カ 提出書類において使用する言語は日本語とします。

## 6 提案の審査・選定等

### (1) 選定方法

事業者からの提出書類に基づき選定委員会による審査を行い、支援対象として相応しいと認められる提案を行った事業者を選定します。選定委員及び選定委員会は非公開とし、個別の評価経過及び結果に関する問合には応じません。

### (2) 審査基準

(評点：100点)

	視点	配点
事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とっておきの京都プロジェクト」の趣旨に則った事業か</li> <li>・京都市の抱える観光課題の解決に資する事業か</li> <li>・地域課題を明らかにして、解決に資する取組か</li> <li>・事業規模等から支援の必要性が認められるか</li> <li>・新規性があり、新たな価値の創出による誘客が見込めるか</li> </ul>	20点
地域観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と事業を協調して進めていくための工夫が十分か</li> <li>・地域の複数の事業者(団体)が連携し観光関連事業者が広く恩恵を受けるか</li> <li>・地域への来訪者数の増加、事業者(団体)の売り上げの増加が見込まれるか</li> <li>・地域経済の活性化や文化の維持・継承等に寄与するものか</li> </ul>	20点
事業の実現可能性 ・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が具体的であり、実現可能性の高いものとなっているか</li> <li>・事業評価(KPI)は適切に設定されているか</li> <li>・支援終了後に自走化の見込みがあるか</li> <li>・マーケティングに基づいた事業計画となっているか</li> </ul>	20点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制が十分か</li> </ul>	20点
財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の財務状況が健全か</li> </ul>	10点
経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストを意識した提案か</li> </ul>	10点

### (3) 決定及び通知

採否の審査結果は文書により各事業者に通知します。選定において、通知する助成金交

付決定額は、応募時の交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。  
なお、採択事業の実施主体及び事業名については、当協会ウェブサイトで公開します。

## 7 スケジュール

令和4年4月28日（木）	提案の募集開始
5月20日（金）	提案書等書類提出締切
5月下旬	選定委員会での審査・選定 選定結果の通知・公表
6月以降	選定事業者による事業の実施